

# 仙台市 クラウドファンディング 活用支援補助金 事業募集のご案内



インターネットを介して、個人から少額の資金を調達する「クラウドファンディング」は、中小企業者にとって有効な資金調達手段のひとつであり、マーケティングやファンづくりなど販路開拓に向けた様々な効果が期待されます。仙台市では、市内中小企業者の新事業展開や第二創業の促進を目的に、クラウドファンディングを活用する際にかかる経費の一部を補助します。

申請期間 平成29年7月3日（月）～平成30年1月31日（水） ※17時必着

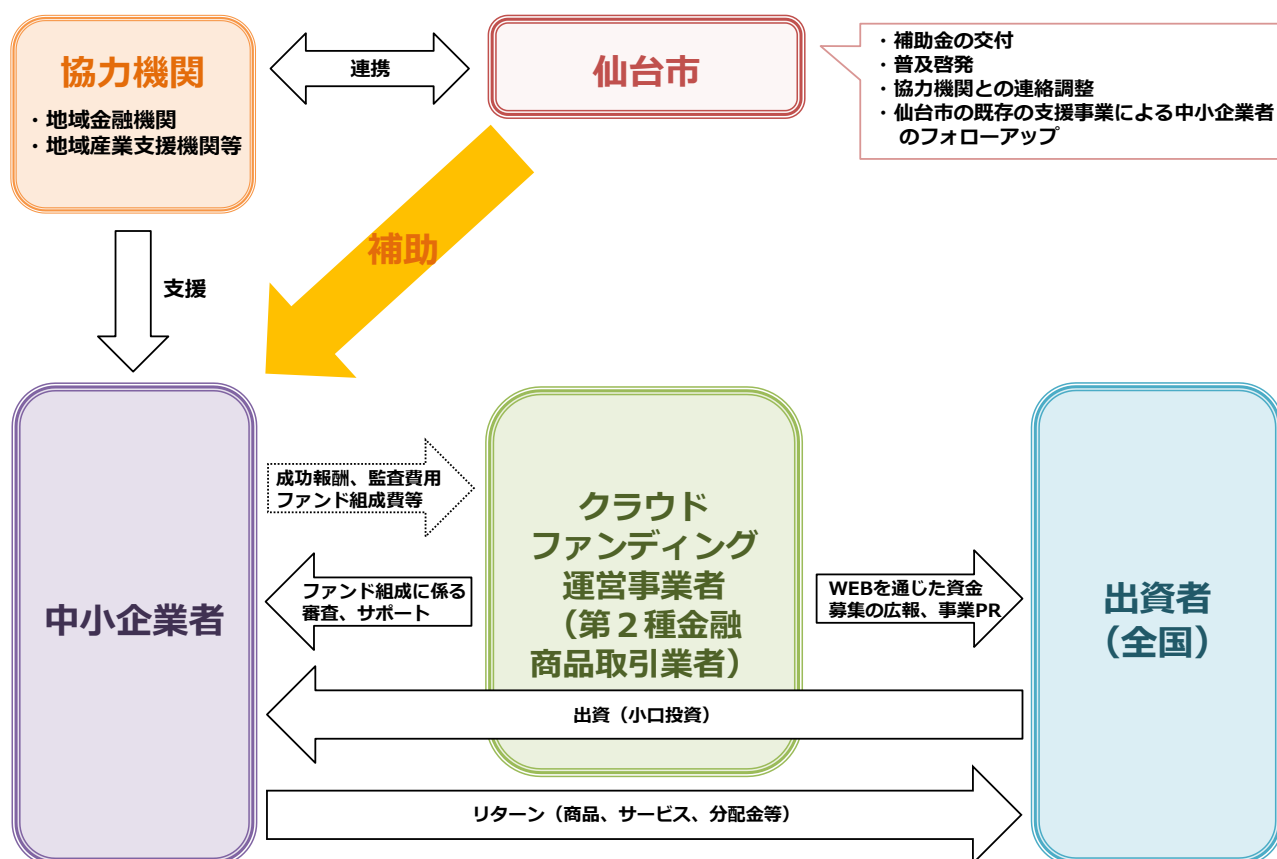
交付要綱・実施要領をお読みの上、仙台市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書を仙台市産業振興課まで提出してください。申請書等の詳細については仙台市ホームページでご確認ください。

URL：<http://www.city.sendai.jp/renkesuishin/jigyosha/kezai/sangaku/kaihatsu/challenge/bosyu.html>

※申込は、資金募集（ウェブサイトへの掲載）開始前に行う必要があります。

※受付順に書面審査を行い交付決定します。予算額（400万円）に達した時点で終了となります。

## 平成29年度 仙台市クラウドファンディング活用支援補助金（イメージ）



## □ 補助制度の概要

### 1 補助対象者

補助対象者は、現に仙台市内に事業所若しくは工場を有し、又は平成30年3月16日までに仙台市内において事業所若しくは工場を設置する中小企業者であって、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 運営事業者※1による事業の適格性等の審査を受け、支援の承諾を受けていること
- ② 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有するものに限る）を行い、かつ、市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団との関係を有していないこと

2 補助対象事業 投資型クラウドファンディング※2を活用して行う新商品・新サービスの開発事業

3 補助金額 1件当たり50万円以内（補助対象経費の3分の2以内）

4 補助対象期間 補助金交付決定日から平成30年3月16日（金）  
3月16日（金）までに支払いを終えた経費を補助対象とします。

5 補助対象経費 運営事業者に支払うファンド組成にかかる費用で下表の経費

経費区分	対象経費
ファンド組成費	・ デューデリジェンス調査（事業性及びリスクについての調査） ・ 組合契約書・説明書の作成 ・ 出資者向け契約書の作成 ・ 弁護士・公認会計士等の確認 ・ 資金募集用ウェブページ作成 ・ メディアへの告知、会員向けメールマガジン配信 ・ その他、特に必要と認める経費

※1 クラウドファンディングに係るウェブサイトの運営業務、ファンド組成業務等を行う、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第2項に規定する第2種金融商品取引業の登録を受けた同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者

※2 運営事業者のウェブサイトを活用し、資金提供者が中小企業者と匿名組合出資契約を締結して資金を提供し、分配等を受け取るもの

## □ 手続きの流れ

手続きの流れは、次のとおりです。詳しくは、市ホームページに掲載の実施要領をご覧ください。

- ① 運営事業者が資金募集用ウェブサイトの利用を申込み（手続きは運営事業者にご確認ください）
- ② 運営事業者からの利用承諾後、資金募集開始前までに、市に対して補助金交付の申請を行う
- ③ 市の審査後、「補助金交付決定書」を受ける
- ④ 運営事業者がファンド組成費を支払った後に、市に実績報告を行う
- ⑤ 市の審査後、「補助金確定通知書」を受ける
- ⑥ 市に補助金の請求を行う
- ⑦ 市から補助金の交付を受ける
- ⑧ 募集終了後に活動状況報告を行う（年1度、3年間）

### <申請先・お問合せ先>

仙台市経済局産業政策部産業振興課（遠藤） 電話 022-214-8278 FAX 022-214-8321

所在地 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビルディング9階）

郵送先 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

※郵送の場合は、封筒に赤字で「仙台市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書在中」と明記